

令和2年第13回廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和2年12月4日(金)
午前10時00分開会 午前11時20分閉会
2. 場 所 廿日市市役所 7階会議室
3. 出席委員(農業委員14名)
 - 1番 中田 安義
 - 2番 木浦 紀幸
 - 3番 神鳥 正貴
 - 4番 中山 誠治
 - 5番 岡 真由美
 - 6番 古川 憲吾
 - 7番 宮本 孝博
 - 8番 梶原 安行
 - 9番 是佐 恵美子
 - 10番 山田 政則
 - 11番 河井 孝之
 - 12番 岩木 國明
 - 13番 沖村 弓枝
 - 14番 河野 義刀

(推進委員10名)

| | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 登 宏太郎 | 岩本 博志 | 吉田 雅子 | 岡村 昭男 | 清水 透 |
| 堀田 良昭 | 小西 礼子 | 三田 邦男 | 黒田 球貴 | 松井 祥壮 |
4. 欠席委員(0名)
推進委員 安井 多佳子 推進委員 倉本 良夫
5. 議事録署名委員
9番 是佐 恵美子 10番 山田 政則
6. 会議に出席した委員以外の者
なし
7. 服務のため出席した者
農業委員会 事務局長 河内 光也
係 長 比良 大助
主任主事 武田 枝梨加
(佐伯支所) 主 査 西田 昭子
(吉和支所) 専 門 員 西本 真
(大野支所) 主 幹 小林 公明
(宮島支所) 主任主事 佃 雅文
8. 会議に諮った議題
《審議事項》
 - (1) 議案第56号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について(利用権賃借)
 - (2) 議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第58号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - (4) 議案第59号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - (5) 議案第60号 非農地証明交付申請について
 - (6) 議案第61号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積について
 - (7) 議案第62号 非農地通知について

《報告事項》

- (1) 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- (2) 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- (3) 報告第3号 地目変更登記に係る登記官からの照会について

9. その他

(開会 午前10時00分)

| | |
|-----|--|
| 事務局 | 初めに河野会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願いします。 |
| 会長 | 会長挨拶。 廿日市市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長を務めさせていただきます。 |
| 議長 | ただいまから令和2年第13回廿日市市農業委員会総会を開会します。 まず、本総会の成立を申し上げます。本日の出席委員は14名で、全員でございます。全員の在任の過半数の委員が出席されておりますので、本農業委員会は成立をしております。 続いて、議事録署名委員を指名申し上げます。 廿日市市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、9番の是佐委員、10番の山田委員のご両名にお願いを申し上げます。 それでは、ただいまから議事に入ります。 まず初めに、審議事項に入ります。 議案第56号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について議案といたします。 事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | 初めに、議案書ですけれど、あらかじめお配りしている議案書から若干訂正がありましたので、差し替えをさせていただきます。申し訳ございません。差し替えをお使いくください。 議案第56号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権賃借について説明させていただきます。 それでは、座って説明させていただきます。 議案書は、2ページに総括表、3ページ・4ページに内訳、位置図は1ページから3ページになります。 番号79番、81番と83番は、利用権の設定を受ける者が一緒のため、まとめて説明させていただきます。 番号79番、81番、83番、農地の所在地は、原字長野並びに原字中小路、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は4筆の1, 991平方メートルで、利用目的は畑です。期間は公告日から令和7年12月31日までの賃貸借の新規設定を行うものでございます。 |

| | |
|--------|--|
| | <p>次に番号 80 番、農地の所在地は、永原字小坂、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は 2 筆の 2, 039 平方メートルで、利用目的は田です。期間は公告日から令和 7 年 12 月 31 日までの賃貸借の新規設定を行うものです。</p> <p>いずれも、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、議案第 56 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、番号 79 番、80 番、81 番、83 番の説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。</p> <p>初めに 79 番と 81 番、83 番を岡村委員、80 番を三田委員、お願いします。</p> |
| 岡村推進委員 | <p>原地区担当の岡村です。番号 79 番、81 番、83 番について説明させていただきます。地図は 79 番が 1 ページ、81 番と 83 番は 3 ページです。11 月 16 日、事務局 2 名と沖村委員と自分で現地確認をしてきました。この利用権の設定を受ける方が、この 3 か所、全て畑で耕作されるということで、お住まいが安佐南区ですが、熱心に通われてされるということです、期待しております。しっかりと葉物とか野菜を作られるということなので、周囲の影響もないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| 三田推進委員 | <p>推進委員の三田です。80 番について説明をいたします。11 月 17 日に河井委員、木浦委員、事務局の計 5 名で現地確認を行っております。場所は、永原の小坂、玖島と永原の境界付近に当たります。譲受人は昨年、定年後は田舎で生活してみたいということで、東京からこの小坂地区に引っ越しされております。今回、譲渡人から休耕中の田 2 筆ですが、約 2 反を借受けをして水稻の作付を行われるものです。既に話が耳に入ったのですが、農機具の一部を準備されているとか聞いております。今後、今回うまくいけば、耕作面積を増やしていくことも検討しているということでありまして、この小坂地区の農地は大半が休耕地となっておりますので、地元としては非常に期待されるものではないかと考えられます。非常によいこととは思いますので、ご審議のほどひとつよろしくお願いいたします。以上です。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。それでは、ただいまの地元委員のご意見に対しまして、皆さんからのご意見等があればお願いをいたします。</p> |

よろしいでしょうか。

《委員より質疑等なし》

議長

意見がないようですのでお諮りをいたします。

議案第56号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、承認することに異議はございませんか。

《委員より異議等なし》

事務局

異議なしと認め、議案第56号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、承認することに決定をいたします。

それでは続きまして、議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請について議案としますが、番号272番については、議席番号の2番の木浦委員が関係する案件のため、番号269号、270、276を先に審議をさせていただきます。

それでは、事務局から説明をお願いします。

議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請について説明させていただきます。

議案書は、5ページに総括表、6ページ・7ページに内訳、位置図は4ページから7ページになります。

番号269番、農地の所在地は、津田字須川田で、登記地目は田、面積は1筆の96平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は、他の土地と交換するため、譲受人は自宅に近く便利であるためで、無償の所有権移転でございます。

次に番号270番、農地の所在地は、大野字下灘並びに大野字八坂で、登記地目は田で、面積は2筆の631平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人が遠方で耕作困難なためです。譲受人は現在耕作している農地に隣接し便利であるためで、無償の所有権移転です。

次に番号276番、農地の所在地は、原字下ケ原で、登記地目は田、面積は2筆の374平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は労力不足により耕作困難であり、譲受人は経営規模拡大のためで、有償の所有権移転でございます。

譲受人は保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、下限面積10アールを超えており、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。

以上で、議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請

| | |
|---------------|--|
| | <p>について、番号 269 番、270 番、276 番の説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| <p>議長</p> | <p>事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。</p> <p>269、木浦委員、270、山田委員、276、岡村委員、よろしくお願ひします。</p> |
| <p>2 番委員</p> | <p>269 番について説明します。2 番の木浦です。現地には、11 月 17 日、河野会長、松井推進委員、事務局 2 名で現場確認をしました。これは、位置図が 4 ページになるのですが、網かけのすぐ左側が小瀬川で、要するに津田地域と浅原地域がこれの小瀬川で境界で別れる境界境ということになります。それで、網かけの要するにずっと道が入っているのですが、入り道が譲受人宅で、それでずっと下ということになります。つい下で譲渡人の浅原宅があるという関係です。それで、これはもう譲渡人が、行ったときにもおられたのですが、要は、自宅に入ってくる道を 40 年ぐらい前に造って、そのときに近所同士ですから道へ入っていくのということで、交換されたということらしいのです。それで、このたび、いわば登記整理ということだけで、既にもう三角のところも譲受人が耕作されておるといふ状態です。全くのこれは登記の整理だけということになっておりますので、問題ないと思ひます。よろしく審議のほどお願ひします。</p> |
| <p>10 番委員</p> | <p>270 番についてお話しします。11 月 18 日に吉田委員とそれから事務局とで現地を確認しております。譲受人と譲渡人は親戚関係にありまして、譲渡人は、自宅が遠くて土地の管理ができないということで、隣接地に居住する譲受人に譲渡するものであります。申請地は、譲受人の自宅の横に位置しておりまして、以前からもう既に譲受人が耕作している状態です。畑には、季節野菜とかが作付されておりますし、樹園地にはミカンや柿が作付されており、管理は十分でした。保有している農機具についても十分なものがあり、今後、耕作には何の支障もないと思われまひます。</p> <p>問題ないと思ひますので、よろしくお願ひいたします。</p> |
| <p>岡村推進委員</p> | <p>原地区担当の岡村です。番号 276 番について説明させていただきます。地図は 7 ページです。11 月 16 日、事務局 2 名と沖村委員と自分、合計 4 名で現地確認をしてきました。場所は、国道 433 号線の極楽寺山方面へ向かう道路の途中なのです。まだ、原住宅という住宅地があるのですけれど、その一画です。</p> <p>譲受人は、しっかりと農地も作付けされておりますので、こ</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>こも畑として、しっかりとした作物を作られると思います。問題ないと思います。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。ただいまの3件について、皆さんからのご意見、ご質問等があればお願いをいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p> |
| 議長 | <p>意見がないようですので、お諮りをします。</p> <p>議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号269番、270番、276番について、許可することに異議はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認め、議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号269、270、276番については、許可することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号272番について議案としますので、木浦委員のご退席をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">＝木浦委員 退席＝</p> |
| 議長 | <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>番号272番、農地の所在地は、永原字大久保で、登記地目は畑、面積は1筆の294平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は高齢のため耕作困難なためで、譲受人は自宅に近く便利であるためで、有償の所有権移転です。</p> <p>譲受人は、保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、下限面積10アールを超えており、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請について、番号272番の説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりましたので、地元地区委員の意見をお伺いします。</p> <p>三田委員、お願いします。</p> |

| | |
|--------|---|
| 三田推進委員 | <p>推進委員の三田です。272番について説明をいたします。位置図は6ページであります。11月17日に河井委員と事務局の計5名で現地で確認を行っております。場所は、ジュンテンドー佐伯店付近に当たります。譲渡人は場所も離れており年齢的に管理ができないとの理由です。実際は、現状は数年未耕作のため、雑木・竹林状態になっておりますが、それを譲り渡すというものであります。竹が一面に生えておりますので、整備するには非常に厳しいものがあるとは思われますが、譲受人の自宅裏でもありますので、今後耕作していく計画等でありまますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。</p> |
| 議長 | <p>これについて、ご意見、ご質問等があればお願ひします。ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p> |
| 議長 | <p>意見がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、272番について、許可することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認め、議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、272番について、許可することに決定をいたします。</p> <p>木浦委員、席へ戻ってください。</p> <p style="text-align: center;">＝木浦委員 復席＝</p> |
| 議長 | <p>それでは、議案第58号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について議案とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>議案第58号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明させていただきます。</p> <p>議案書は、5ページに総括表、8ページに内訳、位置図は8ページになります。</p> <p>番号259番、農地の所在地は、大野字十郎原で、登記地目は田、面積は1筆の524平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、資材置場及び駐車場として利用するための申請ですが、農地転用の手続を行わず、既に農地以外の用途として利用していたため、始末書が提出されて</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により、周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。</p> <p>以上で、議案第58号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。</p> <p>宮本委員、お願いします。</p> |
| 7番委員 | <p>宮本です。番号259番についてご報告します。地図は8ページです。11月18日に大野支所の職員と私で現地確認に行きました。場所は位置的には、大野東中学校の北側に位置するようなところです。</p> <p>転用目的は、今事務局から説明があったとおり、資材置場と駐車場ですけど、現地確認したときには、小型の倉庫といえますか、物置のようなものが3台と建築用と思われる資材が置いてありました。その地面はもう舗装されてありました。</p> <p>この土地は、今説明があったとおり、許可申請なく転用されたもので、前任者がお願いを繰り返していたものがようやく提出されたものです。それで、道路を挟んで、前の道路を挟んで両側に水路があって、周りは広く水田などの耕作地がありますけれど、汚水などは出るようなものはないので、特に問題はないと思います。</p> <p>以上です。ご審議お願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>それでは、これについて皆さんからのご意見、ご質問等があればお願いいたします。</p> <p>ありませんか。</p> |
| | <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p> |
| 議長 | <p>ご意見がないようですので、お諮りをします。</p> <p>議案第58号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、許可することに異議ございませんか。</p> |
| | <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p> <p>異議なしと認め、議案第58号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、許可することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、議案第59号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について議案とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> |

議案第59号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明させていただきます。

議案書は、5ページに総括表、9ページに内訳、位置図は9ページから11ページになります。

番号271番、農地の所在地は、峠字横林の第2種農地で、登記地目は田、面積は1筆の498平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、住宅用地として利用するための申請ですが、農地以外の用途として利用していたため始末書が提出されております。

次に番号274番、農地の所在地は、飯山字神田の第2種農地で、登記地目は田及び畑、面積は2筆の1,295平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、太陽光発電事業を行うための申請でございます。

次に番号275番、農地の所在地は、原字上河末の第2種農地で、登記地目は田、面積は1筆の958平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、太陽光発電事業を行うための申請でございます。

いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。

以上で、議案第59号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

事務局の説明が終わりました。地元地区担当委員の意見をお伺いします。

271番、三田委員、274番、黒田委員、275番、岡村委員、お願いします。

推進委員の三田です。説明をいたします。農地法の第5条、ナンバー271について説明をします。位置図は9ページです。

11月17日に河井委員と事務局とで現地確認を行っております。場所は佐伯工業団地の入り口でありまして、地図でいいますと左斜め下が工業団地に当たります。譲渡人の孫が譲受人に当たります。譲受人は親と同居されておりますが、狭くなったということから、譲渡人が所有する農地に住宅を設けるものであります。下のほうは、譲渡人の農地がありますが、現在は高齢のために数年前から耕作を断念されております。孫の譲受人が近くに移住することで、今後、休耕中の農地の管理が譲渡人から見れば、期待されるものと思われまます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 以上です。

議長

三田推進委員

| | |
|--------|---|
| 議長 | 黒田委員。 |
| 黒田推進委員 | <p>推進委員の黒田です。274番について説明します。11月18日に神鳥委員と事務局1名と3名で現地確認いたしました。現地には事業者も2人来ておられました。それで、位置図は10ページです。飯山集会所の近くです。それで10ページの赤い網かけがしてありますが、この土地は、神鳥委員が5年ぐらいは借りて耕作していたわけです。おいしい野菜もできるような土地なのですが、地図を見てもらうと分かります。下側のほうが全部もう荒廃農地になっております。それで、有害鳥獣の被害も受けたらというので、なかなか耕作も難しいような状況ですし、もう耕作はできないような状態になっており、ソーラーの事業者へ売られるということになったのですが、もう今のように耕作をするのも大変な状況であるので、太陽光にしても仕方がないのではないかと思います。</p> <p>よろしくご審議をお願いします。</p> |
| 岡村推進委員 | <p>原地区推進委員の岡村です。番号275番について説明させていただきます。地図は11ページです。</p> <p>11月16日、沖村委員と事務局2名と自分の4名にて現地確認を行いました。業者の方が1名来られておまして、この太陽光パネルをするに当たり、防草シートをするということを確認してもらいました。</p> <p>この周囲は、近接にもう太陽光の設置が1か所されておりますし、耕作放棄地が周囲にあります。あと少し作られている方はいらっしゃるのですけれども、全く影響はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>それでは、これの今の3件につきまして、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。</p> <p>ご意見等はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p> |
| 議長 | <p>意見がないようですので、お諮りをします。</p> <p>議案第59号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認め、議案第59号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可することに決定をいたします。</p> <p>続いて、議案60号 非農地証明交付について議案とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> |

| | |
|-------|---|
| 事務局 | <p>議案第60号 非農地証明交付申請について説明させていただきます。</p> <p>議案書は10ページ、位置図は7ページ・12ページ・13ページになります。</p> <p>議案と一緒に送付しました現地確認写真が添付されております「議案第60号資料①」カラープリントの写真も一緒に併せてご覧ください。</p> <p>番号245番、農地の所在地は、上平良字河野原、登記地目は畑で、面積は1筆で333平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。</p> <p>次に番号260番、農地の所在地は、大野字尾立、登記地目は畑で、面積は1筆の469平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。</p> <p>次に番号277番、農地の所在地は、原字橋本、登記地目は畑、面積は2筆の240平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。</p> <p>書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、現地は森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であると認められましたので、農地法に関する各種証明事務取扱ガイドラインの農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準を準用し、非農地である旨の証明は可能と考えます。</p> <p>以上で、議案第60号 非農地証明交付申請について説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。</p> <p>245番、是佐委員、260番、山田委員、277番、岡村委員、お願いをいたします。</p> |
| 9番委員 | <p>245番の説明を、9番是佐が行います。11月12日に事務局2名、登推進委員と私4人で現地を調査いたしましたけれども、非常に山林化しておりまして、そこまで行くのも大変なようなところでした。竹やぶでいっぱいでしたので、もう農地としての利用はできないものと思います。是非農地としても仕方がないのかなと思います。よろしく申し上げます。</p> <p>地図は12ページです。よろしく申し上げます。</p> |
| 10番委員 | <p>10番の山田です。260番について説明いたします。地図は13ページ、それから写真は下に、最初のページの下の方の写真ですね。場所は、宮浜温泉の方向の山中っていうかな、山側です。11月4日に事務局と現地を確認しております。写</p> |

| | |
|--------|---|
| | <p>真にも写っておりますが、もう既に山林化しており、農地としてではなしに、山林というので非農地で良いのではないかということでもあります。以上です。</p> |
| 議長 | <p>岡村委員。</p> |
| 岡村推進委員 | <p>原地区推進委員の岡村です。277番について説明させていただきます。地図は7ページです。11月16日、沖村委員と事務局2名、自分の4名で現地確認をしてまいりました。場所は先ほどの国道433号線の東側にあります原住宅の東側の小高い山の中の2筆になります。写真が先ほどの現地確認の次のページですね。上段・下段とありますけれども、どちらも竹がすごいありまして、竹林となっております、もう農地としては無理かなと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。ただいまの3件について、ご意見、ご質問等があればお願いをいたします。非農地証明ですね。意見ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p> |
| 議長 | <p>それでは、お伺いします。</p> <p>議案第60号 非農地証明交付申請について、非農地である旨を証明することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認め、議案第60号 非農地証明交付申請について、非農地である旨を証明することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、議案第61号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積について議案といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>議案第61号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積について説明させていただきます。</p> <p>議案書は、11ページになります。併せて配布しております「議案第61号資料①」及び「議案第61号資料②位置図」をご覧ください。</p> <p>この案件について経過を説明しますと、平成25年12月の総会におきまして、「本市の農業は、担い手を初めとする農業経営体が不足し、農地の遊休化が深刻であるため、新規就農を促進し農地の保全及び有効利用を図る」という理由から、市内全域を10アールに引き下げました。それから、毎年、別段の面積につきましては、市内全域を10アールということで設定</p> |

をしてきております。

また、令和元年12月総会におきまして、本市の施策であります「空き家バンク」に登録のある、「空き家バンクに付随する農地」につきましても、農地の荒廃、遊休化を防ぎ、定住促進等を推進する観点から、条件付で下限面積を1アールと決めました。

そして、今年度、第11回・12回の総会で下限面積について、各支部の意見、委員さんからの皆様からの意見を拝聴し、取りまとめを行いました。

その結果ですが、引き続き、廿日市市全域を10アールのままとし、本市の施策である「空き家バンク」に登録のある「空き家に付随した農地」も引き続き、農地の荒廃・遊休化を防ぎ、定住促進等を推進することができる観点から、条件付で下限面積を1アールとします。

以上で、議案第61号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりました。この議案につきましては、第11回・12回の総会で2か月にわたりまして、委員の皆さんからお聞きして意見を取りまとめたものであります。

これにつきまして、ご意見、ご質問等があればお願いをいたします。

意見はございませんか。

《委員より質疑等なし》

議長

それでは、意見がないようですので、お諮りをいたします。

議案第61号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積について、廿日市市全面積は10アールのまま変更は行わないこととし、ただし、条件付で、定住促進等の推進の観点から、市の施策である「空き家バンク」に登録の「空き家に付随する農地」について、1アールとすることに、異議ございませんか。

《委員より異議等なし》

議長

異議なしと認め、議案第61号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積については、先ほど言いましたように、廿日市市全域は10アール、空き家バンクに付随する脳裏、条件付の場合は1アールについて決定をいたします。

議案第62号に入ります。非農地通知について議案とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第62号 非農地通知について説明させていただきます

。議案書は12ページ、位置図は14ページになります。
議案と一緒に送りました「議案第62号資料①」、写真も一緒に併せてご覧ください。
議案の朗読は省略させていただきます。
番号1番から3番、農地の所在地は、吉和字下頓原の第2種農地です。登記地目は田及び畑で、面積は4筆で2,390平方メートルです。関係者は議案記載のとおりです。
農地法第30条に規定する利用状況調査、農地パトロールですが、実施後、その土地が農地に該当しないと思われることから、該当する土地所有者等の確認を行い、再度現地調査を行ったところ、現地は自然かい廃した土地で森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であると認められましたので、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準を準用し、農地に該当しない旨の判断は可能と考えます。
以上で、議案第62号 非農地通知について説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。地元地区担当委員の意見をお伺いします。

1番、2番、3番、全部、岡委員、お願いします。

5番委員

5番の岡です。非農地通知についてご報告いたします。
番号1番、2番、3番は、地図14ページを見てもらっても分かるように、隣接している土地であります。
現地確認の写真なのですが、これは、7月28日の農地パトロールのときの写真であります。改めて、11月26日に私と事務局とで現地を再度確認してまいりました。
現地は、地図で見てもらうように、網かけの上の3という数字の下に橋があると思います。この写真の場合、田んぼがありまして、その後ろが現地となっているのですが、その間に川があります。その川なんですけれども、本当に細い橋が架かっていまして、鉄筋等コンクリートにはなっているんですが、今にも崩れ落ちるのではないかと思うような橋でありました。もう機械を入れるにはとても無理のような橋です。現地も木が生えておりまして、農地に戻すことはとても無理と思われるので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

これについて、ご意見、ご質問等があればお願いします。
非農地通知でございます。
これにつきまして、ご意見、ご質問等があればお願いをいたします。意見はございませんか。

| | |
|-----|---|
| | <p>《委員より質疑等なし》</p> |
| 議長 | <p>意見がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第62号 非農地通知について、非農地である旨を通知することに異議ございませんか。</p> |
| | <p>《委員より異議等なし》</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認め、議案第62号 非農地通知について、非農地である旨を通知することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について報告します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について説明させていただきます。</p> <p>議案書は13ページ、位置図は15ページになります。</p> <p>今月の報告は、令和2年10月13日から令和2年11月10日までの間に受理した1件です。議案の朗読は省略させていただきます。</p> <p>番号252番につきましては、一般個人住宅への転用の届出ですが、既に住宅用地として使用しているため、顛末書が提出されております。</p> <p>書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。</p> <p>以上で、報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりましたので、これについて、質疑等があればお願いをします。</p> <p>ございませんか。</p> |
| | <p>《委員より質疑等なし》</p> |
| 議長 | <p>質疑がないようですので、報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について報告を終わります。</p> <p>続きまして、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について報告をします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について説明させていただきます。</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>議案書は14ページ・15ページ、位置図は16ページから18ページになります。</p> <p>今月の報告は、令和2年10月13日から令和2年11月10日までの間に受理した4件です。議案の朗読は省略させていただきます。</p> <p>なお、番号261番と262番は関連議案となっております。</p> <p>いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。</p> <p>以上で、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりました。これについて、質疑等があればお願いします。</p> <p>ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p> |
| 議長 | <p>質疑がないようですので、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について報告を終わります。</p> <p>続きまして、報告第3号 地目変更登記に係る登記官からの照会について報告をいたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>報告第3号 地目変更登記に係る登記官からの照会について報告させていただきます。</p> <p>議案書は16ページ、位置図は2ページになります。</p> <p>広島法務局廿日市支局の登記官から照会があったもので、議案の朗読は省略させていただきます。</p> <p>番号264番、令和2年6月8日付で、駐車場として利用するため許可済みの案件であり、非農地として処理する旨を回答しております。</p> <p>以上で、報告第3号 地目変更登記に係る登記官からの照会について報告を終わります。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりました。これについて、質疑がありますか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p> |
| 議長 | <p>質疑がないようでございます。報告第3号 地目変更登記に係る登記官からの照会について報告を終わります。</p> <p>以上で、議事を終わります。</p> <p>ありがとうございました。</p> |

ほかにご意見、質問等ございますか。
特にないようですので、以上で本日の総会を終了いたします。
委員の皆様には、慎重にご審議いただき、ありがとうございました。
以上で、議事を終わります。
次回、第1回農業委員会総会は1月7日木曜日、当会場で開催する予定にしております。よろしく申し上げます。本日はありがとうございました。

(閉会午前11時20分)

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年1月7日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長）

廿日市市農業委員会委員（9番委員）

廿日市市農業委員会委員（10番委員）
